

## 特定非営利活動法人 Being ALIVE Japan 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人Being ALIVE Japan（以下「法人」という。）定款第18条の規程に基づき、法人役員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

### (役員)

第2条 この規程で定める役員は、代表理事を含む理事及び監事とする。

### (報酬)

第3条 役員の報酬は、その支給する範囲及び支給する報酬の総額に関して総会の承認を得たうえで、これを支給することができる。ただし、支給する範囲については、総数の3分の1以下とする。

2 役員の個別の報酬額は、理事においては総会の承認を得た報酬の範囲内において理事長が決定のうえ、理事会の承認を得ることとし、監事においては総会の承認を得た報酬の範囲内において監事の協議により決定することとする。

### (報酬の支給日)

第4条 役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

### (就任又は退任の場合)

第5条 新たに役員に就任した場合、又は退任・解任等の場合の役員の月額報酬は、日割り計算を行わず1ヶ月分を支給する。

### (費用弁償)

第6条 第3条の報酬とは別に、法人の役員がその職務の執行にあたって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する出張等の旅費交通費を含む経費をいう。）について請求があった場合は、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (補則)

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

### 附則

この規程は、2023年4月1日より施行する。

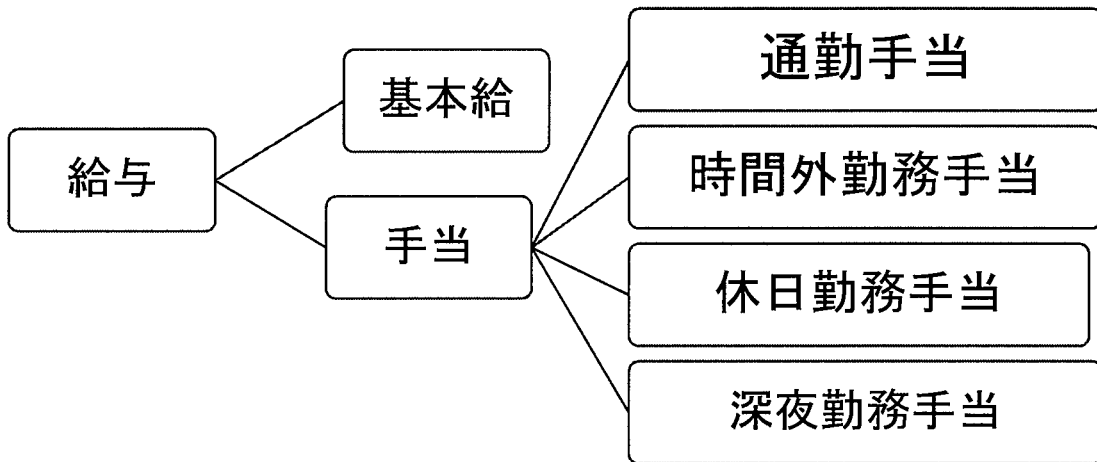
# 給与規程

## (目的)

第1条 この規定は、就業規則第61条に基づき、職員及び使用人を兼務する役員の給与に関する事項を定めるものである。

## (給与の構成)

第2条 給与の構成は、次のとおりとする。



## (支給の方法)

第3条 給与は全額を本人に対して、その指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことにより、支払うことを原則とする。

## (計算期間及び支給期日)

第4条 給与は、月1日から末日までを1か月分として計算し、翌月27日に支給する。但し、支払い日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

- 2 計算期間の途中で採用され、又は退職した場合の給与は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算して支払う。なお日割計算の対象は、基本給・手当として、1円未満の端数は切り上げる。

## (給与の控除)

第5条 次の各号に掲げるものは、前条にかかわらず給与から控除するものとする。

- ① 源泉徴収税
- ② 健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担分
- ③ 介護保険料の被保険者負担分
- ④ 雇用保険料の被保険者負担分
- ⑤ 住民税（特別徴収対象者のみ）
- ⑥ 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

（非常時払い）

第6条 団体は各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定にかかわらず、既往の労働に対する給与を支給する。

- ① 職員本人が死亡したとき
- ② 職員本人が退職し又は解雇されたとき
- ③ 職員本人又は配偶者の出産のための費用に当てるため請求があったとき
- ④ 災害及び負傷疾病等非常の場合の費用に当てるため請求があったとき
- ⑤ その他、法人がやむを得ないと認めたとき

（基本給）

第7条 基本給は、下記(1)または(2)とする。

(1) 日給・月給の職員

基本給は日給月給とし、職務内容、経験、能力、実績等を考慮して各人別に決定する。

(2) 時間給の職員

基本給は時間給として、職務内容、経験、能力、実績等を考慮して各人別に決定する。

- 2 基本給の形態は週5日労働の場合は日給月給、週4日以下または1日6時間以内の労働時間の場合は時間給とする。
- 3 代表理事は、原則として年1回基本給の額を見直すか否かを関係者との協議も踏まえ各人別に決定し、本人に事前に通知しなければならない。  
但し、雇い入れ期間に定めのある職員については別途雇用契約に定めるものとする。
- 4 前3項における基本給の額の決定は、公正に行われなければならない。

(時間外手当)

第8条 所定の時間を超えて勤務した場合には、実働1時間について次のとおり、時間外勤務手当を支給する。なお、1か月平均所定労働時間数は年間カレンダーによる。

$$\frac{\text{本給（基準内賃金）}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 1.25$$

- 2 時間外勤務手当を支給する労働時間とは、フレックスタイム制に関する労使協定書に規定された清算期間中の実労働時間の所定労働時間に対する超過時間を指すものとする。

(休日勤務手当)

第9条 休日に勤務した場合には、実働1時間について次のとおり、休日勤務手当を支給する。なお、1か月平均所定労働時間数は年間カレンダーによる。

$$\frac{\text{本給（基準内賃金）}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 1.35$$

(深夜勤務手当)

第10条 午後10時～午前5時までの間に勤務した場合には、第8条の時間外勤務手当あるいは第9条の休日勤務手当の支給の有無に関わらず、実働1時間について次の通り、深夜勤務手当を支給する。なお、1か月平均所定労働時間数は年間カレンダーによる。

$$\frac{\text{本給（基準内賃金）}}{\text{1か月平均所定労働時間数}} \times 0.25$$

(通勤手当)

- 第11条 通勤手当は、公共交通機関を利用して通勤する者に対して、法人が合理的と認めた経路の6か月分の定期券代を、6か月で月割した金額1ヶ月分を支給する。
- 2 通勤にかかる実費が、前項の定めによる金額を下回る場合は、実費を支給する。
- 3 職員は、引越し等により通勤経路を変更する場合又は運賃改定に伴い定期券代が変更になった場合、即刻法人に届け出るものとする。
- 4 前項の場合、団体は前項の事情が生じた月の翌月からの分について、金額の変更に基づく定期券代を支給する。

(不就労控除)

- 第12条 遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間当たりの賃金額に、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。
- 2 欠勤控除をするときは、1時間あたりの賃金額に、欠勤日数×所定労働時間により計算した時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、欠勤日数が11日以上の場合は第4条2項に定める日割計算により計算する。
  - 3 不就労控除の対象とする賃金は、基本給及び職務手当とする。
  - 4 第1項及び第2項に定める1時間当たりの賃金額は、基本給と職務手当それぞれの金額を1か月の平均所定労働時間で割った額とする。
  - 5 不就労控除の計算にあたっては、1円未満の端数を切り捨てる。

(休暇等の賃金)

- 第13条 年次有給休暇・夏期休暇・慶弔休暇・特別休暇を取得した場合は、所定労働時間に労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- 2 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及介護休業の期間、看護休暇・介護休暇、育児時間、生理日の休暇の期間は無給とする。
  - 3 休職期間中は、原則として、給与を支給しない。
  - 4 就業制限期間中は、原則として、給与を支給しない。
  - 5 前4項にかかわらず、就業規則に別途定めのある場合には、就業規則に従うものとする。
  - 6 休職、産前産後の休業などの長期休業、欠勤などにより、その月に支給される賃金を社会保険料の被保険者負担分が上回った場合には、上回った金額について、職員は法人が指定する日までに支払うものとする。

(賃金改定「昇給・降給」)

- 第14条 賃金改定は、個人の能力・勤務状況や法人の業績、社会経済状況などにより、随時行う。

(休業手当)

- 第15条 法人の責に帰すべき事由が生じて休業した場合は、労働基準法第26条により、平均賃金の6割を支給する。

(その他の手当)

- 第16条 その他の手当の内容、金額、支給対象者等に関しては、理事会にて決定し理事会にてその決定内容を文書として記録し、職員へ周知する。

(賞与)

第 17 条 賞与は、当面の間支給しない。

附則

本規定は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 Being ALIVE Japan	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
-----	-----------------------------	------	--------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	200,000 円
賛助会員受取会費	18,000 円
受取寄附金	11,355,614 円
受取助成金	4,138,017 円
国内外でのアウトリーチスポーツプログラム事業収益	61,000 円
受取利息	125 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	15,772,756 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし







3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
特になし	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			役員報酬	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	4,200,000円
			給与	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和4年 4月 1日 ~ 令和5年 3月 31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
2人	259,200円



認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 Being ALIVE Japan	チェック欄
-----	-----------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	2022年4月1日～2023年3月31日	6人	0人	0%	2人	33.3%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
特定非営利活動法人 Being ALIVE Japan							
役員数	6人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	2人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任 年月日
				①	②	③	④	⑤	⑥	
北野華子		理事		0						2016年2月23日 就任
橋本興人		理事		0						2016年2月23日 就任
本田真美		理事		0						2016年2月23日 就任
小森雄太		理事		0						2016年2月23日 就任
大久保柳華		理事		0						2018年4月1日 就任
加藤幸子		監事		0						2016年2月23日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 Being ALIVE Japan		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (弥生会計) 使用、ルーズリーフ	月2回	10年
仕訳日記帳	会計ソフト (弥生会計) 使用、ルーズリーフ	月2回	10年
給与明細一覧表	給与管理ソフト (弥生給与) 使用、ルーズリーフ	月1回	10年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。



認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 Being ALIVE Japan	チェック欄
-----	-----------------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

✓

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 Being ALIVE Japan	チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること	✓
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）	
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類	
ヘ	助成の実績を記載した書類	

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同	意
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 Being ALIVE Japan
-----	-----------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 Being ALIVE Japan	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(註1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(註2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ